

再生可能エネルギー電気の特定制卸供給規約 (e. PREMIUM)

再生可能エネルギー電気の特定制卸供給に関する規約（以下「本規約」といいます。）は、発電事業者様（以下「お客さま」といいます。）と株式会社まち未来製作所（以下「当社」といいます。）が、地域活性化を目的とし一般送配電事業者（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号、その後の改正を含みます。）第 2 条第 1 項第 9 号に定める者をいい、以下同様とします。）を介したお客さまと当社との間の再生可能エネルギー電気の特定制卸に関して、次のとおり条件を定めるものです。なお、本規約において用いる用語は、別に定めのない限り、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号、その後の改正を含み、以下「再エネ特措法」といいます。）及び電気事業法に定める意味によります。

第 1 条（契約の申込みと成立）

1. 当社と再生可能エネルギーの特定制卸供給に関する契約（以下「本契約」といいます。）の締結を希望されるお客さまは、本規約に同意の上、当社所定の再生可能エネルギー電気特定制卸供給申込書（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記載し、当社に提出の上、申込みを行うものとします。
2. 前項に基づく申込みにつき、当社が電子メール、電磁的記録または書面による通知をもって承諾した場合、本契約は成立いたします。

第 2 条（基本事項）

1. お客さまは、当社に対し、お客さまの申込みを受けて当社が第 3 条 2 項に定める特定制卸供給期間にわたり、申込書に記載のお客さまの発電設備（以下「本発電設備」といいます。）を用いて発電する電気を、一般送配電事業者を通じて当社へ卸供給すること（以下、当該卸供給を「特定制卸供給」といいます。）を承諾していただきます。当社は、お客さまに対し、お客さまにより発電され特定制卸供給を受けた電気について第 4 条に定める e. PREMIUM 料金（電源特定価値の対価）を支払うものとします。但し、低圧契約のお客さまは e. PREMIUM 料金の支払いの対象から除くものとし、以下同様とします。
2. 当社は、お客さまの本発電設備の電気を運用して得られる利益の一部を活用し、特定の地方自治体（以下「地方自治体」といいます。）において地域活性化活動を行います。地域活性化活動の詳細及び条件は、当社と地方自治体との間で、本規約とは別に取り決めます。
3. お客さま及び当社は、本契約締結時において、第 1 項に定める本発電設備を用いた発電について再エネ特措法第 9 条第 4 項の認定（（平成 28 年法律第 59 号）附則第 4 条第 1 項により認定とみなされるものを含みます。以下同じです。）を受け失効していないこと、及び再エネ特措法第 2 条第 5 項に定める特定契約が一般送配電事業者と締結されて

いることを確認します。再エネ特措法第9条第4項の認定が取り消され、若しくは失効した場合、お客さまは直ちにその旨を当社に対し通知するものとし、再エネ特措法第10条第1項の変更認定を受けた場合、または同第2項の変更届出を行った場合、お客さまは直ちにその旨及び変更の内容を当社に対し通知するものとし、なお、本発電設備を用いた発電に係る再エネ特措法第9条第4項の認定が取り消され、若しくは失効した場合、または再エネ特措法第2条第5項に定める特定契約が終了した場合、本契約は直ちに終了するものとし、

4. お客さまは、本規約を履行するため、お客さまが本発電設備で発電する電気を、一般送配電事業者が当社に特定卸供給することについての所定の承諾書を当社へ交付するものとし、
5. 当社は本規約を履行するため、前項の承諾書を用いて一般送配電事業者と発電量調整供給兼基本契約及び再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、それらを遵守するものとし、
6. お客さま及び当社が本規約を履行するために必要となる実務運用上の取り決めは、別途協議にて定めるものとし、
7. お客さまは本発電設備において発電された電気から発行される非化石証書その他の環境価値等（再生可能エネルギーを変換して得られる電力が有する価値のうち、地球温暖化防止及びエネルギーの枯渇の防止に貢献する価値及びこれに関する権利、排出権、排出量に関する権利のことをいいます。）に関する証書等及びその産地価値または特定電源価値の供与のための属性情報の付与（トラッキング）に関して必要となる手続のすべてにおいて、当社に協力するものとし、
8. 当社は、当社の過失なく、お客さまが一般送配電事業者に対する電力の供給をできず、当社に対する特定卸供給ができない場合（出力抑制や送電網の容量超過による送電不能事態を含む。）、第1項に定める e. PREMIUM 料金の支払義務を負わないものとし、

第3条（特定卸供給開始日及び特定卸供給期間）

1. 本規約に基づき当社が電気の特定卸供給を受ける特定卸供給開始日は、お客様の申込を受けて、以下のいずれか遅い日とします。
 - (1) 申込書記載の特定卸供給開始希望日
 - (2) 本発電設備における一般送配電事業者の特定卸供給の承諾に基づく特定卸供給の開始日
2. 特定卸供給期間は、前項の特定卸供給開始日から第5条に定める本契約の有効期間満了日までとします。

但し、(i)再エネ特措法第10条第1項に基づく変更認定を受けたことにより本発電設備について適用される調達期間が変更された場合には、当該変更後の調達期間を超えない範囲内の期間とし、(ii)再エネ特措法第3条第11項の規定により、本規約につき適用

される調達期間が改定された場合には、かかる改定後の調達期間を超えない範囲内の期間によるものとします（第5条但書に基づき本規約の有効期間が延長された場合を含みます。）。

3. お客さま及び当社は、理由の如何を問わず、特定卸供給開始日が本条第1項に定める日より遅延し、これにより相手方に損害、損失、費用等（以下、総称して「損害等」といいます。）が生じた場合であっても、相手方に対し、かかる損害等を賠償することを要しないものとします。

第4条（e. PREMIUM 料金の算定及び支払い）

1. 当社がお客さまに支払う e. PREMIUM 料金とは、当社が一般送配電事業者を通じてお客さまにより発電され特定卸供給を受けた電気の受給電力量（以下「受給電力量」といいます。）に、別表に定める e. PREMIUM 料金単価（円/kWh）（消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額を含む金額とします。）を乗じた金額（以下「e. PREMIUM 料金」といいます。）とします。
2. 受給電力量の計量及び算定は、以下によるものとします。
 - (1) 電力受給対象電源の受給地点において、一般送配電事業者が定める託送供給等約款及び託送供給等約款以外の供給条件等に従って一般送配電事業者が行うものとします。
 - (2) 毎月の受給電力量の算定期間は、原則として当月2日から翌月1日が検針日または計量日となる本発電設備の一般送配電事業者の算定期間と同一とし、その受給電力量は、一般送配電事業者からの「発電者の仕訳後の電力量のお知らせ」に記載の確定電力量の合計とします。
 - (3) お客さまの電力量計の故障等によって受給電力量を正しく計量できなかった場合には、当該故障期間における受給電力量は、その都度、お客さま当社間の協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者が協議し合意のうえ決定するものとします。
3. 当社は、毎年、当社が定める任意の月の末日（以下「支払期日」といいます。）に、前月末日までに確定している、前月からさかのぼって12か月分の受給電力量（確定しているものが12か月に満たない場合は、当該確定している受給電力量とします。）に係る e. PREMIUM 料金を、お客さまが別途当社に申し出た預金口座への振込によりお客さまに支払うものとします。但し、お客さまが別途当社に対して申出を行い、当社がこれを承諾した場合には、当社は、前項の毎月の受給電力量の確定日（乙が一般送配電事業者から「発電者の仕訳後の電力量のお知らせ」を受領した日とし、以下同じです。）の翌月の末日（但し、当該末日が土日祝日の場合は、翌営業日とし、この場合には、当該日を「支払期日」とします。）までに、お客さまが別途当社に申し出た預金口座への振込によりお客さまに支払うものとします。なお、振込手数料はお客さまの負担とします。
4. 当社は、お客さまに対し、支払期日が属する月の（前項但書きの場合にあつては、毎月

の受給電力量の確定日の翌月) 10日(土日祝日の場合は、翌営業日とします。)までに、必要項目(対象電力量、e.PREMIUM料金の金額、支払期日)を記載した支払通知を添付のうえ、電子メール、電磁的記録または書面にて提出するものとし、前項の支払いは、この支払通知に従って行うものとし、

第5条(有効期間)

本契約の有効期間は、お客さま及び当社が別途合意をした場合には当該期間とし、それ以外の場合は、特定卸供給開始日(当該日を含む。)から1年を経過した後の最初の3月末日までとします。但し、有効期間満了の6ヶ月前までにお客さままたは当社から相手方に別段の意思表示がなされるか、または本規約に別段の定めがある場合を除き本契約を同一条件で更に1年間自動的に延長することとし、以後も同様とします。

第6条(その他合意事項)

お客さま及び当社は、以下の事項について合意するものとし、

- (1) お客さまは一般送配電事業者の定める託送供給等約款における発電者に関する事項を遵守するものとし、
- (2) お客さまは、本発電設備の停止計画等を事前に当社へ通知し、計画外の停止があった際は遅滞なく当社へ報告するものとし、その他当社が合理的に求める情報提供に協力するものとし、
- (3) お客さまは、当社が本発電設備の見学を希望した場合、実務上合理的に可能な範囲で協力します。
- (4) 当社は、地方自治体と協力の上、地域活性化の実施状況を毎年1回公開します。
- (5) お客さまは、当社を通じて地方自治体から事前承諾を得た上で、地域活性化の実施状況をCSRレポート等や広報活動に活用することができます。

第7条(お客さまの解除)

お客さまは、当社につき、以下のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対する通知により、本契約またはこれに関連して締結された協定等(以下「本契約等」といいます。)を解除することができます。

- (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算若しくはその他の倒産関連法規に基づく手続(以下、総称して「倒産手続」といいます。)開始の申立て、または解散の決議を行ったとき
- (2) 電気事業法に基づく小売電気事業または特定卸供給事業を廃止したとき
- (3) その他本契約等若しくは本契約等に基づく取引またはこれらに関する当社に係る適用法令の規定に違反し、お客さまが相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当社が当該違反行為を改めない、または止めなかったとき

- (4) 一般送配電事業者と当社との再生可能エネルギー電気特定卸供給契約が解除その他の事由により終了したとき

第8条（当社の解除）

当社は、お客さまにつき、以下のいずれかの事由が生じた場合には、お客さまに対する通知により、本契約等を解除することができます。

- (1) お客さまと一般送配電事業者との特定契約が解除その他の事由により終了したとき
- (2) 倒産手続開始の申立て、または解散の決議を行ったとき
- (3) お客さまの責めに帰すべき事由その他の事由により本発電設備における発電事業の継続ができなくなったとき
- (4) 本契約等若しくは本契約等に基づく取引またはこれらに関するお客さまに係る適用法令の規定に違反し、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、お客さまが当該違反行為を改めない、または止めなかったとき

第9条（損害賠償）

本発電設備の停止、一般送配電事業者の供給設備の事故その他理由の如何を問わず、お客さまが本発電設備を用いて発電する電気を、一般送配電事業者が当社に対し特定卸供給することができないことによって、当社が損害等を被った場合であっても、お客さまは賠償の責を負わないものとします。但し、お客さまの故意または重過失によって、当該事由が発生した場合はこの限りではありません。

第10条（反社会的勢力等）

- 1. お客さま及び当社は、相手方に対して、本契約締結日現在、自らが次の各号に掲げる者（以下「暴力団等」といいます。）のいずれにも該当しないことを表明するとともに、将来もこれに該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団及びそれらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者

- (6) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
2. お客さま及び当社は、相手方に対して、本契約締結日現在、自らが暴力団等と次の各号に該当する関係を有しないことを表明するとともに、将来もこれらの関係を有しないことを確約します。
- (1) 暴力団等との一切の取引関係
 - (2) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係
 - (3) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用したと認められる関係
 - (5) 暴力団等に対して資金等を提供しまたは便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
 - (6) その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係
3. お客さま及び当社は、相手方に対して、次の各号のいずれの行為も、自らまたは第三者を利用して行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 本契約等に関して、脅迫的な言動を行いまたは暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損しまたは相手方の業務を妨害する行為
 - (5) 前各号に準ずる行為
4. お客さままたは当社が前三項の表明、確約または義務のいずれかに反した場合には、相手方は、何らの催告を要しないで、本契約等を解除することができます。
5. お客さままたは当社が前項の規定により本契約等を解除した場合には、解除した当事者は、相手方に損害が生じてもこれを賠償または補償することは要せず、また、当該解除により解除した当事者に損害が生じた場合には、相手方は、その損害を賠償するものとします。

第11条（守秘義務）

1. お客さま及び当社は、次の各号に該当する情報を除き、本契約及び本規約の内容その他本契約及び本規約に関する一切の事項及び本契約及び本規約に関連して知り得た相手方に関する情報について、相手方の事前の書面による同意なくして、第三者に開示してはならないものとします。但し、(a)適用法令に基づく官公庁、裁判所若しくは費用負担調整機関からの開示要求に従ってこれを開示する場合または法令等により開示が必要とされる場合、(b)お客さまが、お客さまの弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー等、並びにお客さまの資金調達先（資金調達先のエージェント及び金利スワップの提

供者並びに潜在的な資金調達先を含みます。以下同じです。)、お客さまの出資者(お客さまを営業者として匿名組合出資する匿名組員及びお客さまの社員をいいます。)、格付機関、お客さまから本発電設備若しくは系統連系設備の設置、運用、保守等にかかる業務を受託する者(その再委託先を含みます。))及びそれらの役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー等、及びその役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー等に対して開示をする場合、(c)当社が、当社の弁護士、公認会計士、税理士等、または当社から委託を受けて本契約にかかる業務を実施する者(委託先の役員及び従業員並びに再委託先等を含む。))に対して開示をする場合、(d)当社が、一般送配電事業者に対して開示する場合、並びに(e)当社が、地方自治体に対して開示する場合(本契約及び本規約の内容の開示に限る。)は、この限りではありません。但し、(b)または(c)に基づく開示については、開示先が適用法令に基づき守秘義務を負う者である場合を除き、開示先に対し本条と同様の守秘義務を課すことを条件とし、当該開示先の行為は、開示した者の行為とみなして本条を適用します。

- (1) 相手方から開示を受けた際、すでに自ら有していた情報またはすでに公知となっていた情報。
- (2) 相手方から開示を受けた後に、自らの責めによらず公知になった情報。
- (3) 秘密保持の義務を負わない第三者から秘密保持の義務を負わずして入手した情報。
- (4) お客さまの発電所の所在、名称、発電種別、エネルギー源、発電容量、設備稼働開始時期及び発電期間、外観の写真・画像、ロゴ。

2. 本条に基づくお客さま及び当社の義務は、本契約の終了後も相手方の書面による事前の承諾がない限り、存続するものとします。

第12条 (守秘義務からの除外情報)

1. 前条にかかわらず、お客さまは、当社が、地方自治体または需要家(当社と電力小売供給契約を締結し若しくは締結しようとする需要家または当社と電力受給契約を締結し若しくは締結しようとする小売電気事業者で、かつ、当社が供給を受ける発電源により発電された電力と紐づいた供給を希望する需要家または小売電気事業者をいい、以下「本需要家」といいます。)に対し、当社が一般送配電事業者を通じてお客さまから供給を受ける電力量及び時間、その他お客さまがあらかじめ当社に対して、電子メール、電磁的記録または書面にて開示を許諾した情報(以下「除外情報」といいます。)を開示することを承諾します。
2. お客さまは、地方自治体及び本需要家が、除外情報を本需要家の広告・宣伝のために、第三者に開示することを承諾します。

第13条 (権利義務及び契約上の地位の譲渡)

お客さま及び当社は、相手方の事前の電子メール、電磁的記録または書面による同意を得

た場合を除き、本契約上の地位及びこれに基づく権利・義務の全部または一部につき、譲渡、担保提供その他の一切の処分を行ってはならないことに同意します。

第14条（契約の変更）

本契約は、次条に定める場合を除き、お客さま及び当社の間で、別途書面による合意をすることによってのみ変更することができるものとします。

第15条（規約の変更）

当社は、民法第548条の4の規定に基づき、本規約を変更することがあります。なお、当社は、本規約を変更する際には、あらかじめ変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のホームページや運営するウェブサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法により周知することとします。この場合、本規約の変更の効力発生後は、本規約の内容は変更後の本規約によります。

第16条（準拠法、裁判管轄）

1. 本契約及び本規約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されます。
2. お客さま及び当社は、本契約及び本規約に関する一切の紛争について、被告の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第17条（誠実協議）

本契約及び本規約に定めのない事項は本契約及び本規約の解釈に関し当事者間に疑義が発生した場合には、お客さま及び当社は、再エネ特措法その他の法令の趣旨を踏まえて、誠実に協議するものとします。

（以下余白）

附則

1. 本規約の実施日

本規約は2024年10月5日から実施します。

2. 本規約の適用

本規約のうちe.PREMIUM料金に係る規定は、前項にかかわらず2024年4月1日に遡及して適用されるものとします。

別表

e. PREMIUM 料金単価（消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額を含む）： 0.1 円/kWh